個人情報適正管理規程(2019年)

青年海外協力隊大阪府OB·OG会 会長 大平 緑

「第一章 総則]

(目的)

第1条 個人情報を適正に取り扱うために管理規程を定める。

(定義)

第2条 個人情報とは、特定の個人を識別することができる情報のことをいう。

参照:個人情報は、「個人情報の保護に関する法律」(平成十五年法律第五十七号)の定義に基づく

(対象となる個人情報)

第3条 当会によって処理されるすべての個人情報(書面及び電磁的記録)を対象とする。

(本規程の適用範囲)

第4条 本規程は、当会運営委員会及び会員の個人情報を利用するすべての者に適用する。

「第二章 個人情報保護の体制]

(個人情報の管理)

第5条 個人情報保護責任者は会長が務めるものとする。

[第三章 個人情報の取り扱い]

(個人情報の収集)

第6条 事業運営に必要な範囲内において、個人情報を取得する。

(個人情報の保有)

第7条 個人情報の保有は、運営委員会で決められた担当者が保有する。

(個人情報の利用)

- 第8条 個人情報の利用は、業務進行上必要な範囲内で行う。
- 2 次の各号に該当する場合は、例外的に個人情報を利用することができる。
 - 1. 情報主体の同意があるとき
 - 2. 個人の生命、身体、財産の保全上、緊急を要するとき

(個人情報の提供)

第9条 個人情報は本人の同意がなければ第三者に提供しない。

(改廃)

第10条 本規程の改廃は運営委員会で決定する。